

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
第1章 株主の権利・平等性の確保			上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境整備を行うべき また、少数株主や外国人株主にも十分に配慮し、株主の実質的な平等性を確保すべき	●		1ページ
	【原則1-1. 株主の権利の確保】		上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべき	●		1ページ
		【補充原則1-1①】	取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべき	●		1ページ
		【補充原則1-1②】	上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべき 他方で、そうした体制が整っていると判断する場合には、上記の提案が、経営判断の機動性・専門性確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべき	●		2ページ
		【補充原則1-1③】	上場会社は、株主の権利行使を妨げることのないよう配慮すべき、とりわけ、少数株主にも認められている特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、十分に配慮を行うべき	●		2ページ
	【原則1-2. 株主総会における権利行使】		上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべき	●		2ページ
		【補充原則1-2①】	上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべき	●		3ページ
		【補充原則1-2②】	上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めるべき、また、招集通知の発送までにTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべき	●		3ページ
		【補充原則1-2③】	上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべき	●		3ページ
		【補充原則1-2④】	上場会社は、機関投資家や海外投資家の株主比率等も踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を進めるべき	●	●	3ページ
		【補充原則1-2⑤】	信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は信託銀行等と協議しつつ検討を行うべき		●	4ページ
	【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】		上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべき	●		4ページ
	【原則1-4. いわゆる政策保有株式】		上場会社は、政策保有株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を開示すべき、また、毎年、取締役会で個別に保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべき また、政策保有株式に係る議決権の行使について、具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべき	●		4ページ
		【補充原則1-4①】	上場会社は、政策保有株主からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない	●		5ページ
		【補充原則1-4②】	上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、利益を害するような取引を行うべきではない	●		5ページ
	【原則1-5. いわゆる買収防衛策】		取締役会・監査役は、いわゆる買収防衛策の導入・運用については、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべき	●		5ページ
		【補充原則1-5①】	上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方・提案を明確に説明すべき、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない	●		6ページ
	【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】		取締役会・監査役は、増資、MBO等、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策について、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべき	●		6ページ
	【原則1-7. 関連当事者間の取引】		取締役会は、上場会社とその役員や主要株主等との取引を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視を行うべき	●		6ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働			上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努めるべき 取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべき	●		7ページ
	【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】		上場会社は、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべき	●		7ページ
	【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】		上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働や健全な事業活動倫理などについて会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき行動準則を定め実践すべき 取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これらが広く浸透し遵守されるようにすべき	●		7ページ
		【補充原則2-2①】	取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的なレビューを行うべき、その際には、実質的に行動準則の精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置いて遵守確認を行うべき	●		7ページ
	【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】		上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切に対応すべき	●		8ページ
		【補充原則2-3①】	取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、これらに積極的・能動的に取り組むよう検討すべき	●		8ページ
	【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】		上場会社は、社内異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の強みとなり得るとの認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべき	●		8ページ
	【原則2-5. 内部通報】		上場会社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為に関する情報や疑念を伝えることができるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべき 取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべき	●		9ページ
		【補充原則2-5①】	上場会社は、内部通報に係る体制整備における経営陣から独立した窓口の設置を行うべき、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべき		●	9ページ
	【原則2-6. 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】		上場会社は、企業年金が運用の専門性を高めて資産オーナーとして期待される機能を発揮できるよう、人面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべき その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべき	●		9ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
第3章 適切な情報開示と透明性の確保			上場会社は、会社の財務情報や非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべき その際、取締役会は、提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報が、正確で利用者にとって分かりやすく有用性の高いものとなるようにすべき	●		10ページ
	【原則3-1. 情報開示の充実】		上場会社は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針	●		10ページ
			(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続	●		10ページ
			(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続	●		11ページ
			(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明	●		11ページ
		【補充原則3-1①】	取締役会は、法令に基づく開示を含め情報開示に当たっては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載による情報開示を行うべき	●		12ページ
		【補充原則3-1②】	上場会社は、株主における海外投資家等の比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供を進めるべき	●		12ページ
	【原則3-2. 外部会計監査人】		外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべき	●		12ページ
		【補充原則3-2①】	監査役会は、外部会計監査人候補の適切な選定、外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定、外部会計監査人に求められる独立性と専門性についての確認を行うべき		●	12ページ
		【補充原則3-2②】	取締役会及び監査役会は、外部会計監査人に対し、十分な監査時間の確保、経営陣幹部へのアクセスの確保、監査役・内部監査部門・社外取締役との十分な連携の確保、不正・不備・問題点に対する対応を求められた場合の会社側の体制の確立を行うべき	●		13ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
第4章 取締役会等の責務			取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、その役割・責務を果たすべき（企業戦略等の方向性を示すこと、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、独立した立場からの経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと） こうした役割・責務は、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべき	●		14ページ
	【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】		取締役会は、経営理念等を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つとして、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべき	●		14ページ
		【補充原則4-1①】	取締役会は、何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべき	●		15ページ
		【補充原則4-1②】	取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つとして、その実現に向けて最善の努力を行うべき 仮に計画が目標未達に終わった場合には、原因を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、次期以降の計画に反映させるべき	●		15ページ
		【補充原則4-1③】	取締役会は、経営理念等や経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう適切に監督を行うべき		●	16ページ
	【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】		取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な責務ととらえ、経営陣からの提案について多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべき また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべき		●	16ページ
		【補充原則4-2①】	取締役会は、客観性・透明性ある手続きに従って報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべき、その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべき		●	16ページ
	【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】		取締役会は、会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべき 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制の適切に整備すべき 取締役会は、関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべき	●		17ページ
		【補充原則4-3①】	取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続により、適切に実行すべき		●	17ページ
		【補充原則4-3②】	取締役会は、CEOの選解任は重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべき		●	18ページ
		【補充原則4-3③】	取締役会は、業績等の評価を踏まえCEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべき		●	18ページ
		【補充原則4-3④】	取締役会は、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制やリスク管理体制の適切な構築や監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない	●		18ページ
	【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】		監査役及び監査役会は、職務執行の監査、外部会計監査人の選解任など、監査役及び監査役会の役割・責務を果たすに当たって独立した客観的な立場において適切な判断を行うべき 監査役及び監査役会は、守りの機能を高めその役割・責務を十分に果たすに当たって、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会あるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべき	●		19ページ
		【補充原則4-4①】	監査役会は、社外監査役の強固な独立性と常勤監査役の高度な情報収集力を有機的に組み合わせる実効性を高めるべき また、監査役又は監査役会は、社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう社外取締役との連携を確保すべき	●		19ページ
	【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】		取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべき	●		20ページ
	【原則4-6. 経営の監督と執行】		上場会社は、取締役会による経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務執行と一定の距離を置く取締役の活用を検討すべき	●		21ページ
	【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】		上場会社は、独立社外取締役には以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、独立社外取締役の有効な活用を図るべき ・経営方針や経営改善について自らの知見に基づき助言を行うこと ・経営陣幹部の選解任や取締役会の意思決定を通じ経営の監督を行うこと ・会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること ・独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見の取締役会に反映させること	●		21ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
	【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】		上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべく、そのような資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任すべき 業種・規模等を勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず十分な人数の独立社外取締役を選任すべき	●		21ページ
		【補充原則4-8①】	独立社外取締役は、例えば独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に関催するなど、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図るべき	●		22ページ
		【補充原則4-8②】	独立社外取締役は、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定するなど、経営陣との連絡・調整や監査役・監査役会との連携に係る体制整備を図るべき	●		22ページ
	【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】		取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性判断基準を策定・開示すべき また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべき	●		22ページ
	【原則4-10. 任意の仕組みの活用】		上場会社は、会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより統治機能の更なる充実を図るべき	●		23ページ
		【補充原則4-10①】	独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべき		●	23ページ
	【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】		取締役会は、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき また、監査役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべき。特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべき 取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い機能向上を図るべき		●	24ページ
		【補充原則4-11①】	取締役会は、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべき	●		24ページ
		【補充原則4-11②】	取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために必要な時間・労力を取締役・監査役業務に振り向けるべき こうした観点から、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべき。上場会社はその兼任状況を毎年開示すべき	●		25ページ
		【補充原則4-11③】	取締役会は、各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき		●	25ページ
	【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】		取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべき	●		26ページ
		【補充原則4-12①】	取締役会は会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべき ・取締役会資料が会日に十分に先立って配布されるようにすること ・取締役会の資料以外にも、必要に応じ、取締役に対し十分な情報が提供されるようにすること ・年間の開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと ・審議項目数や開催頻度の適切に設定すること ・審議時間を十分に確保すること	●		26ページ
	【原則4-13. 情報入手と支援体制】		取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ会社に対して追加の情報提供を求めるべき また、上場会社は人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべき 取締役会・監査役会は、各役員が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうか確認すべき	●		27ページ
		【補充原則4-13①】	取締役は、会社の意思決定に資するとの観点から必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべき また、監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべき	●		27ページ
		【補充原則4-13②】	取締役・監査役は、必要と考える場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべき	●		27ページ
		【補充原則4-13③】	上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべき また、社外取締役・社外監査役の指示を受けて適切に情報提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、必要な情報を提供するための工夫を行うべき。	●		28ページ
	【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】		新任者をはじめとする取締役・監査役は、会社の統治機関の一翼を担う者として、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得・更新等の研鑽に努めるべき このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニング機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべき	●		28ページ
		【補充原則4-14①】	取締役・監査役は、就任時には会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、求められる役割と責務を十分に理解する機会を得るべき。就任後においても、必要に応じ、これらを更新する機会を得るべき	●		28ページ
		【補充原則4-14②】	上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべき	●		29ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
第5章 株主との対話			上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行うべき 経営陣幹部・取締役は、対話を通じて株主の関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に明確に説明し理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解を踏まえ適切な対応に努めるべき	●		30ページ
	【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】		上場会社は、株主からの対話の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべき 取締役会は株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべき	●		30ページ
		【補充原則5-1①】	株主との面談の対応者については、合理的な範囲で経営陣幹部または取締役が面談に臨むことを基本とすべき	●		31ページ
		【補充原則5-1②】	株主との建設的な対話を促進するための方針には以下の点を記載すべき ・株主との対話全般の統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定 ・対話を補助するIR担当と各部門間の有機的な連携のための方策 ・個別面談以外の対話の手段（投資家説明会やIR活動など）の充実に関する取組み ・株主の意見の経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックのための方策 ・対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策	●		30ページ
		【補充原則5-1③】	上場会社は、必要に応じ自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業に協力することが望ましい	●		31ページ
	【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】		経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示すべき その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備・研究開発・人材の投資等を含む経営資源の配分等に関し何を実行するのかについて、株主に明確に説明を行うべき		●	32ページ